

# 筑西市議会経済土木委員会

## 会 議 録

(令和2年第4回定例会)

筑西市議会

## 経済土木委員会 会議録

### 1 日時

令和2年12月16日（水） 開会：午前9時58分 閉会：午前11時32分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第 98号 新治駅自転車等駐車場、新治駅東駐車場及び新治駅西駐車場における指定管理者の指定について

議案第101号 筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について（分割付託分）

議案第104号 筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について

議案第105号 筑西市道路占用料に関する条例等の一部改正について

議案第106号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）のうち所管の補正予算

議案第110号 令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第111号 令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第112号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）のうち所管の補正予算

議案第116号 令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第117号 令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第118号 令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

---

### 4 出席委員

委員長 森 正雄君 副委員長 藤澤 和成君

委員 田中 隆徳君 委員 大嶋 茂君 委員 仁平 正巳君

委員 堀江 健一君

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 川崎 智史君

---

委員長 森 正雄

○委員長（森 正雄君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で指定管理者議案1件、条例議案3件、補正予算議案7件について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

初めに、経済部です。議案第104号「筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について」審査を願います。

商工振興課から説明願います。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 商工振興課、大木です。よろしくお願いたします。

議案第104号「筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本条例は、市内中小企業者が利用する自治金融について、市及び商工会議所等があっせんを行うことを定めておりますが、今回の条例改正につきましては、実際に融資を行う金融機関及び当該融資に関わる補償を行う茨城県信用保証協会の役割が必ずしも明確でなかったことから、融資の実施及び信用保証等に関わる事項を実務に即して定めるため、改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第3条、融資あっせんの種別等の事項について明確化を図るため、第1項で種別のみを、新設第2項で事務の委託先を明記するものでございます。

次に、第5条、融資あっせんの対象資金について、事業上必要な資金を設備資金、運転資金、または設備運転併用資金として種別を明記するものでございます。

続きまして、第7条、1の企業に対する融資あっせんの最高限度額について、資金の区分により定めておりますが、資金の区分にかかわらず1の企業に対する最高限度額は1,000万円であるため、区分を削除するものでございます。

次に、第8条、保証の期間について、資金の区分により定めておりますが、資金の区分にかかわらず保証期間は7年以内であるため、区分を削除するものでございます。

次に、第12条で審査等について規定しておりますが、新設第12条の2において、審査により融資あっせんした者に対する融資について、新設第12条の3において、信用保証料等の規定について定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 私もこの部門は初めてなのですが、この条例については、中小企業のために融資と、融資のための保証ということを明確にしているということで、その窓口というのが、条例を見ますと商工会議所、商工会、こういうものになって、保証が保証協会ということで、今回のあれは内容をちょこっと文言を変えたような形で、内容的には変わっていないわけですね。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

内容につきましては、今までどおり何も変わってはいないのですけれども、文言を全面的に見直したということでございます。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第104号「筑西市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、経済部所管分について審査を願います。

なお、議案第106号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと存じます。

それでは、引き続き商工振興課から説明願います。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、商工振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。49番、令和元年台風19号災害 被災中小企業信用保証料助成（令和2年度決定分）、期間、令和2年度から令和4年度まで、限度額15万9,000円、同じく50番、令和元年台風19号災害 被災中小企業緊急対策融資利子補給（令和2年度決定分）、期間、令和2年度から令和5年度まで、限度額164万7,000円でございます。これは、令和元年台風19号災害の影響によりまして被害を受けられ、経営の安定に支障を来している中小企業の方が、令和2年1月以降に茨城県災害対策融資を利用する際の返還負担の軽減及び事業の再開、継続を図るため支援する保証料の助成と利子補給でございます。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目7商工費県補助金、節1商工費補助金、説明欄6、緊急対策融資利子補給事業補助金41万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出にて説明させていただきます。

続きまして、28ページ、29ページを御覧ください。3、歳出でございます。款7項1商工費、目2商工振興費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、令和元年台風19号災害中小企業支援事業84万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど債務負担行為補正でもご説明いたしましたように、令和元年台風19号災害の影響によりまして被害を受けられ、経営の安定に支障を来している中小企業の方が茨城県災害対策融資を利用する際の返還負担の軽減及び事業の再開、継続を図るため支援する補助金でございます。被災中小企業信用保証料助成事業補助金として21万2,000円、被災中小企業緊急対策融資利子補給事業補助金として63万3,000円を計上いたしました。

なお、茨城県災害対策融資の取扱期間は、令和2年3月31日融資実行分となっております。今回補正させていただく経費は、令和2年1月以降に茨城県災害融資を受けた事業者1件分の保証料助成及び利子補給でございます。

商工振興課所管の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、観光振興課から説明願います。

大木観光振興課長。

○観光振興課長（大木 清君） 観光振興課、大木です。よろしくお願いいたします。

「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、経済部観光振興課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。第3表の債務負担行為補正、1、追加でございます。下段のほうの番号51、宮山ふるさとふれあい公園管理委託、令和3年度、債務負担の限度額470万円をお願いするものでございます。これは、宮山ふるさとふれあい公園の来場者が、安全で快適に利用できるように施設管理業務を委託するものでございます。委託業務の内容としましては、各施設の貸出し及び施設業務や除草、芝刈り、剪定等の植栽業務やトイレ等の清掃業務でございます。

観光振興課所管の説明は以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この委託はどこへ委託しているのでしょうか。

○委員長（森 正雄君） 大木観光振興課長。

○観光振興課長（大木 清君） こちらはシルバー人材センターでございます。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、農政課から説明願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課、岩渕でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼しま

す。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節2林業費補助金、説明欄4、身近なみどり整備推進事業費補助金としまして207万6,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、22、23ページをお開き願います。款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄23、農地集積協力金交付事業補助金返還金としまして30万円の増額補正をお願いするものです。内容といたしましては、平成28年度農地集積協力金交付事業補助金のうち、離農する農業者として10年以上農地を貸し付けることにより30万円の協力金の交付を受けましたが、自己都合により交付対象農地を解約することになり交付要件を満たさなくなったため、協力金を返還するものでございます。

続きまして、下段、説明欄28、農業次世代人材投資資金経営開始型補助金返還金としまして300万円の増額補正をお願いするものです。内容といたしましては、独立自営就農する認定新規就農者の経営確立を支援するため、平成30年度に150万円、平成31年度に150万円の交付を受けましたが、営農継続等の交付要件を満たさなくなったため、資金全額を返還するものでございます。

続きまして、28、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費、節12委託料、説明欄、身近なみどり整備推進事業、12森林整備委託料としまして207万6,000円の増額補正をお願いするものです。内容といたしましては、茨城県が平成20年度から導入しております森林湖沼環境税を財源とする県補助金、茨城県身近なみどり整備推進事業を活用いたしまして、荒廃した平地林や里山林を地域住民の提案によって市が整備いたしまして、森林機能の回復及び景観の向上等を図るものでございます。今回は、地域住民の要望によりまして、明野の松原地区におきまして1.73ヘクタールの荒廃した平地林の下刈り、枝打ち、間伐等を実施し、森林機能の回復を図る整備を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明願います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） ふるさと整備課、根本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。下段の番号52、基幹水利施設維持管理委託、令和3年度、債務負担行為の限度額1,531万9,000円に消費税を加算した額をお願いするものでございます。これは、鬼怒川南部地区の基幹水利施設である勝瓜頭首工、船玉第1、第2揚水機場、川岸機場の維持管理を鬼怒川南部土地改良連合へ4月1日から管理委託するものでございます。

次に、26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下段、款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、圃場整備事業（経営体・大川北地区）93万8,000円の増額、同じく説明欄、圃場整備事業（経営体・伊讚美地区）92万2,000円の減額、合わせて1万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、茨城県が行う県営土地改良事業調査計画費の変更によるものでございます。

ふるさと整備課所管の説明は以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、経済部所管分について審査を願います。

なお、議案第112号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後、採決いたしたいと存じます。

それでは、農政課から説明願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課、岩渕です。引き続きよろしくお願います。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄4、農地集積総合支援事業委託金としまして5万8,000円の減額のうち、一部分の減額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、別紙、令和2年度補正予算令和2年第4回定例会12月11日提出分の概要説明書にて説明させていただきます。1ページをお開き願います。一般会計第15号、歳入の下段でございます款諸収入、細節農地集積総合支援事業委託金のうち、農政課分といたしまして1万9,000円の減額補正をお願いするものです。内容といたしましては、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正により期末手当支給率が0.05月分引下げとなることから、当該規定を準用いたします会計年度任用職員の期末手当等に係る減額に対し、財源となります農地集積総合支援事業委託金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査は終了いたしました。

執行部の入替えを願います。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、土木部所管の審査に入ります。

議案第98号「新治駅自転車等駐車場、新治駅東駐車場及び新治駅西駐車場における指定管理者の指定に

ついて」審査を願います。

都市整備課から説明願います。

阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 都市整備課の阿部です。よろしく願います。着座にてご説明させていただきます。

議案第98号「新治駅自転車等駐車場、新治駅東駐車場及び新治駅西駐車場における指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるところでございます。

記といたしまして、1、公の施設、名称、新治駅自転車等駐車場、新治駅東駐車場及び新治駅西駐車場、所在地、筑西市新治1968番地34、35、36。

2、指定管理者、名称、公益社団法人筑西市シルバー人材センター、代表者、理事長、杉山三郎。所在地、筑西市二木成1622番地3。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）。

次のページをお開き願います。筑西市自転車等駐車場及び駐車場（新治駅周辺施設）の指定管理業務に係る仮協定書でございます。仮協定書の締結につきましては、指定管理候補者の書類審査を経て10月13日に選定会議を実施し、その後、指定管理候補者との詳細協議において、指定管理期間や納付金の額について合意が得られたため、筑西市シルバー人材センターを指定管理候補者として11月10日に仮協定を結んだものでございます。

指定管理の内容につきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入し、来年の3月31日で3度目の指定管理期間が満了となり、今回の指定管理候補者であるシルバー人材センターにより管理運営、利用許可、利用料金の徴収及び維持管理がなされております。指定管理者から市に納められる固定納付金の額は、2年間で35万円以上を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この中で、固定納付金の額につきまして35万円以上、この以上というのは何か意味があるのですか。

○委員長（森 正雄君） 阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 35万円以上というのは、一応35万円という固定納付金の額になっているところなのですが、例えば駐車場のほうの歳入が大幅に伸びたようなときは、指定管理者と協議をしまして、固定納付金の額についても変更するという事もできるということでございます。ただ、指定管理につきましては、その指定管理者の努力によって収益を上げるという面もありますので、基本的には35万円が固定で納付金という形でございます。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） それと、新治駅が無人駅になるなんていううわさをちょっと聞いたのですが、そういうことは情報入っていますか。もし無人駅になった場合、この駐車場管理はどうなるのでしょうか。



まだそういう情報は入っていないですか。

○委員長（森 正雄君） 阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 無人駅になるということはお聞きしております。それで、駐車場の管理につきましては、無人駅になりましても引き続き同じような管理をするということで考えておりますが、今トイレ等を閉鎖するとか、そういった話もちよっと聞こえてきているので、そういったところのトイレ関係についてはどうするかというのは、今後検討していくような形を取ろうと思っています。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号「新治駅自転車等駐車場、新治駅東駐車場及び新治駅西駐車場における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第105号「筑西市道路占用料に関する条例等の一部改正について」審査を願います。

道路維持課から説明願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。着座にてご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、ご説明させていただきます。議案第105号「筑西市道路占用料に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

まず、今回条例の一部を改正する理由といたしまして、改正する3つの条例に似たような性質の料金が定められているにもかかわらず、徴収する期間や分割の規定が統一されたものではなかったため、その是正を行うものでございます。

1 ページの第1条、筑西市道路占用料に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。占用料の徴収方法につきましては、第6条を削り、第3条の次に第4条として次の1条を加えるものでございます。

占用料の徴収方法、第4条、占用料は、専用の許可の日から1月以内にその全額を徴収するものとする。ただし、占用の許可の期日が引き続いて翌年度以後にわたるときは、当該許可の日の属する年度分の占用料を当該許可の日から1月以内に徴収し、翌年度以後の各年度分の占用料を当該各年度内に徴収することができる。

2、前項の規定にかかわらず、市長は、占用料の額が著しく高額であるときその他特別の理由があると認めるときは、当該占用料を、当該占用料の納付期限の属する年度内に限り、4回以内に分割して徴収することができる。

内容といたしましては、第4条第1項において、料金の徴収期限を許可のときにその全額を徴収するから、許可の日から1月以内にその全額を徴収すると改正するものでございます。また、第4条第2項にお

いて、改正前は規定のなかった分割納付の規定を加えることにより、占用料が高額である場合に1年分の占用料を4回以内に分割して徴収することができるように改正するものでございます。この分割納付の規定につきましては、筑西市法定外公共物管理条例には分割納付の規定が定められておりましたが、道路占用料については定めがなかったため、筑西市法定外公共物管理条例と同様の規定を設けることで、納付者の利便性を向上させることを目的としております。その他、所要の事項を改正するものでございます。

続きまして、第2条、筑西市法定外公共物管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。使用料の徴収方法につきましては、先ほど筑西市道路占用料に関する条例の改正と同様の内容に改正するものでございます。法定外公共物使用料につきましては、使用期間が翌年度以後にわたる場合において、毎年度徴収することになっておりましたが、改正する道路占用料と同様に、許可の日から1月以内にその全額を徴収することができるように改正し、また引き続き毎年度徴収することができるように改正するものでございます。その他、所要の事項を改正するものでございます。

続きまして、第3条、筑西市準用河川占用料に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。準用河川占用料の徴収につきましては、法定外公共物使用料と同様の毎年度の徴収が定められており、分割納付の規定にも定められていなかったため、今回改正する道路占用料の徴収方法、分割方法と同様のものに改正するものでございます。その他、所要の事項を改正するものでございます。

なお、この条例改正の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） すみません、私ばかりで、私こういう分野は初めてなものですから、ちょっとつまらない質問をさせていただきます。

この道路占用料と、これはどういうものなのか。

続いて、法定外公共物、これはどういうものなのか。

あと、準用河川というのはどういうものか。

この3つについては、徴収の方法が統一されるという改正だと思うのですがけれども、その内容について私は初めて聞く言葉なものですから、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（森 正雄君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） まず、道路占用料につきましては、主に東京電力、NTT、東京ガスさんみたいな、それから道路を占用する電信柱、ガス管、あとは電線の支線とか、そのような形の占用料になっております。

法定外公共物の使用料につきましては、主に民間の方の家の出入口、市が管理する側溝とか、そういう形のところに蓋をかけたとか、あとは出入口のために占用を取ると。家に入る人の占用を取ると。そのような形の占用料になっております。

準用河川の法定外につきましては、現在のところ使用料が発生しておりませんので、ちょっと調べておりません。

あと、先ほど委員さんが言われましたように、3つ統一することによりまして納付者の方がよりよく納付していただけるような形で改正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） もう一つ、準用河川占用料、準用河川というのはどんなのですか。

○委員長（森 正雄君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 市の管理する川でございます。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員、よろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい。

○委員長（森 正雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第105号「筑西市道路占用料に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、土木部所管分について審査を願います。

土木課から説明願います。

枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 土木課の枝と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、土木課所管分の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、14、15ページをお開き願います。第4表、地方債、1、変更でございます。玉戸・一本松線整備事業の中で、補助対象事業費の増額に伴い、起債の限度額の増額をお願いするものでございます。詳細は歳出にてご説明申し上げます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8節1土木費交付金、説明欄21、社会資本整備総合交付金に1,863万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の交付決定による増額でございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。款22項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債、説明欄13、玉戸一本松整備事業債に1,400万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出における用地購入費の増額に伴うものでございます。

次に、28、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8

土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、節12委託料、説明欄の道路新設改良事業の測量委託料として1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、飯島地内の市道が狹隘で歩行者用の交通安全施設がなく、通学生徒の接触事故が発生しており、歩行者等の安全を確保するため路線用地測量委託をお願いするものでございます。

その下、節16公有財産購入費、説明欄の玉戸・一本松線整備事業に3,388万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、国の交付金を活用し、玉戸・一本松線を早期に着手完成させるため増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 質問します。

玉戸・一本松線、急遽補正したわけなのですが、これ途中からこういった急遽用地買収ということが出たのですか。当初では分からなかったわけ。

○委員長（森 正雄君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 最初、この増額補正を行うに当たっては、内示額の増額で補助金のほうがいだけましたので、その辺で増額補正をした。用地を買うために増額したわけではございません。その用地を増額したところで用排水路等の付け替えに関する部分の用地をこれから買う予定で補正予算のほうをつけさせていただきました。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） それと、市のほうでもかなり、この補正したことによって歳入のほうは、多分一般会計のほうから出しますよね。これ交付金、これは満額これしか出ないのですか。もっと出ないのですか。

○委員長（森 正雄君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 交付金のほうですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○土木課長（枝 俊幸君） （続）交付金は55%ということで、事業費の55%ということで、通常よりは5%上乘せされた補助でございます。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 市の財源から出さなくて交付金だから、できるだけ交付金で出ればいいのですが、この補助というのはこれしかないわけですね。この交付金というか、ほかにはないわけですね。

○委員長（森 正雄君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 交付金と合併特例債を合わせてこの事業をやっていくということでございます。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、建築課から説明願います。

渡辺建築課長。

○**建築課長（渡辺正法君）** 建築課の渡辺です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、建築課所管の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。建築課では3項目を計上しております。いずれも市営住宅使用料の収納に関わる業務であり、令和3年4月1日から執行を要するため、令和2年度中に契約を締結し、準備を進める必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

初めに、下から2段目、53番、市営住宅使用料コンビニ・スマートフォン収納委託でございます。期間は令和3年度、限度額は14万1,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内となっております。これは、市と市の指定金融機関であります株式会社常陽銀行、地銀ネットワークサービス株式会社の3社で締結した筑西市コンビニエンスストア収納事務委託契約に基づき、入居者が市営住宅使用料等をコンビニやスマートフォンで納付した際の収納事務委託でございます。

次に、54番、市営住宅使用料公金収納情報データ化委託でございます。期間は令和3年度、限度額は2万6,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、市と株式会社常陽銀行とで締結した市税等の公金収納情報データ化契約に基づき、市営住宅使用料等を金融機関、本庁または各支所の窓口で納付した場合、納付書が株式会社常陽銀行に送付されます。この納付情報をデータ化し、市のデータ受信システムに送信する業務を委託するものでございます。

最後に、11ページの55番、市営住宅使用料収納業務委託でございます。期間は令和3年度、限度額は372万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、市営住宅使用料の収納率向上を図るため3か月以上の滞納者を対象とし、訪問及び電話による納付指導等を行うことで、納付意識の改革と収納率の向上を図るための収納業務委託でございます。令和3年度は80件分を見込んでおります。

以上が建築課所管の債務負担行為補正でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長（森 正雄君）** 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（森 正雄君）** 質疑を終結いたします。

次に、都市整備課から説明願います。

阿部都市整備課長。

○**都市整備課長（阿部拓巳君）** 都市整備課です。着座にて説明させていただきます。

議案第106号のうち、都市整備課所管の補正予算についてご説明申し上げます。筑西市一般会計補正予算（第14号）、8、9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。11ページをお開き願います。これからご説明いたします業務は公園の管理業務で、令和3年度当初から業務委託を開始することに伴いまして、令和2年度中に契約等の事務処理を行う必要がございます。したがって、債務負担行為の設定が必要となり、今回補正として上げさせていただいたものでございます。令和2年度の契約等の事務処理につきましては、年度当初、競争入札に係る事務処理を行い、4月30日開札、5月1日に委託契約を締結しております。ゴールデンウィーク中の契約となったことから、芝や草など多少

伸びておりました。そのようなことから、令和3年度より債務負担行為の設定を行い、公園利用者に快適な公園を提供できるようお願いするものであります。

番号56番、下館第1工業団地公園管理委託、限度額109万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。芝刈り、除草、樹木の剪定、消毒等の公園管理を業務委託するものでございます。

番号57番、下館第2工業団地公園管理委託、限度額130万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。芝刈り、除草、樹木の剪定、消毒等の公園管理を業務委託するものでございます。

番号58番、つくば関城工業団地公園緑地管理委託、限度額196万円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。芝刈り、除草、樹木の剪定、消毒等の公園管理を業務委託するものでございます。

番号59番、協和の杜公園管理委託、限度額230万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。芝刈り、除草、樹木の剪定、消毒等の公園管理を業務委託するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは、管理委託先はどこですか。

○委員長（森 正雄君） 阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） お答えいたします。

管理委託先につきましては、これから入札ということでございまして、入札により決定するということでございます。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査は終了いたしました。

執行部の入替えを願います。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、上下水道部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について（分割付託分）」の審査を行います。

なお、議案第101号については、経済部農政課、土木部道路維持課、都市整備課、宅地開発課も該当する案件でありますので、関係課長に入室を求めています。

それでは、下水道課から説明願います。

板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 下水道課の板谷です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正」のうち、下水道

課所管についてご説明申し上げます。

改正の主な内容でございますが、令和2年度の税制改正に伴い、令和3年1月1日付で施行される地方税法等の一部を改正する法律の規定により、地方税法における延滞金についての用語が改正されたことを受け、地方税法と同様の改正を行うものでございます。

初めに、第1条の筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正につきましては、農政課、道路維持課、都市整備課、宅地開発課及び下水道課が関係しておりますが、下水道課より説明させていただきます。

附則第3項の改正につきましては、地方税法において特例基準割合が延滞金特例基準割合と改められたこと及び租税特別措置法第93条第2項の規定により、告示される割合が平均貸付割合と改められたこと、並びに「特例基準割合適用年」という用語が削られることに伴う改正でございます。

次に、第4条、筑西市下水道条例及び第5条、筑西市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。まず、中段の第4条、筑西市下水道条例の一部改正でございますが、下水道条例第11条第4号イ及び第12条第3項前段中「第15条第1項」を「第15条」に、第38条及び第39条中「第36条第1項」を「第36条」に、1行飛びまして第45条第2項本文及び第46条第1号中「第42条第1項」を「第42条」に改めるものでございます。これらにつきましては、引用する条文の第1項のみが構成されているため、法制上のルールに基づき改正するもので、内容の変更はございません。

1行戻りまして、第42条第7号の改正につきましては、道路法の法律番号「(昭和27年法律第180号)」を加えるものでございます。

附則第6項の改正につきましては、地方税法において特例基準割合が延滞金特例基準割合と改められたこと及び租税特別措置法第93条第2項の規定により、告示された割合が平均貸付割合と改められたこと、並びに「特例基準割合適用年」という用語が削られることに伴う改正でございます。

続いて、第5条、筑西市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正でございますが、こちらも地方税法の改正に伴い、附則第3項において、先ほどの下水道条例附則第6項と同様に、用語の規定について改正を行うものでございます。

なお、この第4条、筑西市下水道条例及び第5条、筑西市公共下水道受益者負担金に関する条例の一部改正により、市民の皆様に影響する部分はございません。

最後に、附則でございますが、第1項は、この条例改正の施行期日として、令和3年1月1日とするものでございます。

第2項は、改正後のこれらの条例は、施行の日以後の延滞金に適用し、施行の日より前の延滞金については、従前の例によるものとする経過措置規定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第101号「筑西市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について（分割付託分）」の賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、上下水道部所管分について審査願います。

引き続き下水道課から説明願います。

板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、下水道課所管の補正予算について説明申し上げます。

11ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号60、事項欄の団地排水施設水質検査委託につきましては、期間が令和3年度、限度額は73万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これらは、団地排水の処理水を公共水域へ放流するに当たり、処理水が水質汚濁防止法に定められた水質であること、また浄化槽法に定められたものの検査業務でございます。

次に、番号61、事項欄の団地排水使用料徴収委託につきましては、期間が令和3年度、限度額は358万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、団地排水使用料の徴収業務2,150件分を水道課に委託し、上下水道使用料の一括徴収を行うものでございます。この2件につきましては、いずれも令和3年度の委託業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要なことから事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この団地排水施設というのはどこにあるのですか。

○委員長（森 正雄君） 板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） お答えします。

大田郷駅前団地と幸町と鷹ノ巣の3か所にあります。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第106号について、全ての部、説明、質疑が終了いたしました。

議案第106号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。



これより採決をいたします。

議案第106号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第14号）」のうち、経済土木委員会所管分について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 午前11時

---

再 開 午前11時 8分

○委員長（森 正雄君） 再開いたします。

議案第110号「令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）」について審査願います。

水道課から説明願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第110号「令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

第1条、令和2年度筑西市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為の追加は、次のとおりと定める。

番号1、事項、水道水定期水質検査委託、期間、令和3年度、限度額674万4,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、水道法により定められた水質検査の委託業務でございます。

次に、番号2、事項、薬品購入（次亜塩素酸ナトリウム）、期間、令和3年度、限度額1,230万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水の一般細菌や大腸菌等を死滅させるための薬品を購入するものでございます。

次に、番号3、事項、薬品購入（ポリ塩化アルミニウム）、期間、令和3年度、限度額は1,044万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、原水に含まれている鉄分やマンガン等の濁り成分を凝集、沈殿させるための薬品を購入するものでございます。

以上の3件につきましては、令和3年度の事業でございますが、年度当初から業務執行が必要となることから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第110号「令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第2号）」については、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第111号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

下水道課から説明願います。

板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 着座にて説明させていただきます。議案第111号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして説明申し上げます。

第1条、令和2年度筑西市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為の追加は、次のとおりと定める。

内容でございますが、事項欄の公共下水道施設水質検査委託につきましては、期間が令和3年度、限度額は600万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、下水道処理水を公共水域へ放流するに当たり、処理水が下水道法に定められた水質であること、さらには処理場への流入水及び処理過程での汚泥等に対する検査業務でございます。

次に、事項欄の公共下水道使用料徴収委託につきましては、期間が令和3年度、限度額は2,126万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらは、公共下水道使用料の徴収業務1万2,750件分を水道課に委託し、上下水道使用料金の一括徴収を行うものでございます。この2件につきましては、いずれも令和3年度の委託業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要なことから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第111号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第15号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査を願います。

農業集落排水課から説明願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 農業集落排水課、稲川です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第112号のうち上下水道部、農業集落排水課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。18ページ、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。上段の款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、農業集落排水事業会計補助事業に214万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、農業集落排水事業会計において、人事異動及び人事院勧告に伴う制度改正等により職員の給与関係経費の増額が見込まれることから、農業集落排水事業会計の補助金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第116号「令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」について審査を願います。

水道課から説明願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第116号「令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。

第1条、令和2年度筑西市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度筑西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用の既決予定額21億6,651万8,000円に15万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動及び制度改正により職員の給与関係経費の増額が見込まれることによる補正でございます。

次に、第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億507万9,000円を8億772万円に、過年度分損益勘定留保資金6億9,974万9,000円を7億239万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出の既決予定額16億8,433万1,000円に264万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても人事異動及び制度改正により職員の給与関係経費の増額が見込まれることによる補正でございます。

次に、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費の既決予定額1億4,232万7,000円に279万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、先ほどご説明しました第2条及び第3条の職員の給与関係経費の補正予定額を合計したものでございます。

なお、議案書の2ページには令和2年度筑西市水道事業会計予算実施計画補正、3ページには令和2年度筑西市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページ、7ページには令和2年度筑西市水道事業会計補正予算実施計画明細書を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第116号「令和2年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第117号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第3号）」について審査願います。

下水道課から説明願います。

板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 下水道課、板谷です。着座にて説明させていただきます。

議案第117号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして説明申し上げます。

第1条、令和2年度筑西市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度筑西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用の既決予定額から20万4,000円を減額し、17億3,827万2,000円とさせていただくものでございます。これは、人事異動及び制度改正により職員の給与関係経費の減額が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

次に、第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、5億133万1,000円を5億295万5,000円に、引継金5億133万1,000円を5億295万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出の既決予定額に162万4,000円を追加し、13億2,943万5,000円とさせていただくものでございます。こちらも人事異動及び制度改正により職員の給与関係経費の増額が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

次に、第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。職員給与費の既決予定額に142万円を追加し、9,017万円とさせていただくものでございます。これは、先ほど申し上げました収益的支出及び資本的支出の補正予定額を合わせた額でございます。

なお、議案書の2ページには下水道事業会計予算、実施計画補正、3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページから9ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第117号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第118号「令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」について審査願います。

農業集落排水課から説明願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 着座にて説明させていただきます。

議案第118号「令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

第1条、令和2年度筑西市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度筑西市農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款農業集落排水事業収益の既決予定額に212万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う制度改正等により、職員の給与関係経費の増額が見込まれることから、財源である一般会計補助金を増額するものでございます。

次に、支出でございます。第1款農業集落排水事業費用の既決予定額に212万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、収入と同様に人事異動及び人事院勧告に伴う制度改正等により職員の給与関係経費の増額が見込まれることからの補正でございます。

次に、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款資本的収入の既決予定額に1万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の既決予定額に1万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、収益的収入及び支出でご説明いたしました内容と同様でございます。

次に、第4条、予算第7条に定めた経費でございますが、先ほど申し上げました収益的支出及び資本的支出の補正予定額の合計でございます。職員給与費の既決予定額に214万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、議案書の2ページには農業集落排水事業会計予算実施計画の補正、3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページ、7ページには補正予算実施計画明細書を添付させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第118号「令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(森 正雄君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で上下水道部の審査は終了いたしました。

執行部の入替えを願います。

[上下水道部退室。農業委員会入室]

○委員長(森 正雄君) それでは、農業委員会所管の審査に入ります。

議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち、農業委員会所管の補正予算について審査を願います。

農地調整課から説明願います。

田所農地調整課長。

○農地調整課長(田所修一君) 議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち、農業委員会所管の補正予算についてご説明申し上げます。

事項別明細書10ページ、11ページをお開き願います。歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入(農林)、説明欄4、農地集積総合支援事業委託金5万8,000円減額のうち、農業委員会分は3万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

これは、筑西市職員の給与に関する条例の一部改正による会計年度任用職員の期末手当の支給割合の引下げ、0.05か月に伴う分の減で、当初予算の支出見込額との差額につきまして減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(森 正雄君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 正雄君) 質疑を終結いたします。

以上で議案第112号について、全ての部の説明、質疑が終了いたしました。

議案第112号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第112号「令和2年度筑西市一般会計補正予算(第15号)」のうち、経済土木委員会所管分について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(森 正雄君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

これで、経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森 正雄君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時32分